

浦 監 第 31 号

平成 21 年 6 月 11 日

浦安市監査委員	醍 醐 敦
同	杉 山 元 三
同	秋 葉 要

平成 20 年度定期監査（生涯学習部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 20 年度定期監査（生涯学習部）の結果報告書

1. 監査の範囲

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 1 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2. 監査対象部局

生涯学習部

3. 監査の実施期間

平成 21 年 2 月 2 日から 3 月 27 日

4. 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5. 監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 生涯学習課

生涯学習課で所管している美術品について、管理体制を確認したところ、生涯学習課職員及び美術品が展示されている各施設の職員が管理しているとのことだが、管理記録が残されていなかった。美術品には高額のものも多いことから、管理記録を残す等、適正な管理に努められたい。

(2) 公民館共通

各公民館で加入している公民館総合補償保険について、契約管財課で加入している全国市長会市民総合補償賠償保険及び市民活動総合補償プランの保険内容と重複する部分が見受けられた。保険内容の精査を行うよう努められたい。また、公民館職員は、利用者が怪我等をした場合に備え、保険内容を把握するよう努められたい。

公民館維持補修費について、予算の積算は「特殊建築物の定期報告」及び総合維持管理業務の委託業者から点検並びに監視報告等を受けて行っているとのことだが、緊急性を要する修繕への支出が見られた。施設を管理する上では理解できるが、総合維持管理業務委託の中にある日常点検の報告を十分に活用し、修繕計画にいかすよう努められたい。

「ノー残業デー時間外勤務等命令申請書」を確認したところ、申請日が

事後になっているものが見受けられた。今後は、ノー残業デーに時間外等勤務の命令を行う際には事前に申請するよう徹底されたい。

管理職員特別勤務手当について、振替及び手当支給の状況を確認したところ、手当支給で対応している館が見受けられた。病気休暇等で職員が少なく、振替で対応できない状況は理解できるが、振替対応の趣旨を再認識し、極力、計画的に振替で対応するよう努められたい。また、職員数に不足が発生した場合においては、公民館同士で協力し合うよう公民館の職員応援体制について検討されたい。

(3) 中央公民館

公民館使用料の収入未済について確認したところ、使用料の未払いがあるにもかかわらず、利用している団体が再度見受けられた。施設の抽選予約は3ヶ月前からできるため、使用料未払いが発生した後も利用できてしまうとのことだが、今後は、公正・公平を期する意味からもそのような状況が発生しないよう対策を講じられたい。

(4) 当代島公民館

公民館活動費の備品購入費について、100,000円の流用理由を確認したところ、主催事業で、急遽、パソコンが必要となり購入したため、予算が不足したとのことであった。今後は、計画的な予算執行に努められたい。

(5) 日の出公民館

公民館維持管理費の建設工事費及び備品購入費について、未執行の理由を確認したところ、公民館5階部分にエアコンを取り付け一般に開放する予定であった。その後、再検討した結果、利用がさほど見込めないこと、また、設計金額が当初予算額より高額であったため、未執行となったとのことであった。予算計上時に状況を十分検討していれば未執行とはならない内容であることから、今後は十分に状況を精査した上で予算計上するよう努められたい。

(6) 図書館

図書館資料運搬保管業務及び(仮称)高洲分館準備資料運搬保管業務について、予算計上に科目相違があった。今後は、適正な事務に努められたい。

(7) 視聴覚ライブラリー

視聴覚機材・教材の充実について、視聴覚教材は視聴覚ライブラリー運営委員による選定委員会議を行い購入しているとのことだが、選定過程が残されていなかった。今後は、議事録を作成する等、選定過程が記録として残るよう検討されたい。

(8) 青少年センター

青少年センター運営協議会委員 7 名分報酬について、9 月 12 日に実施された会議は、委員 11 名のうち 7 名が欠席し、会議開催要件が満たされていなかった。今後は、各委員との連絡を密にし、協議会の適正な運営を行うよう努められたい。

浦安市青少年補導員連絡協議会運営費補助金について、市補助金対象分の研修開催状況を確認したところ、開催日時が月曜日の午前中であり、補導員の出席率は 25.5%であった。研修は、大変有意義なものであることから、出席率が上がる日程を設定する等、指導されたい。

(9) 市民スポーツ課

各種事業の予算執行について、入札差金等の取扱いは、流用等による事業執行や減額補正をするとのことであった。施設管理の突発的な修繕、改修、事故や市民要望等による対応であることは理解できるが、入札差金等が生じた際は、安易に留保することなく、財政運営の効率化の観点から減額補正を行い、適正な事務処理に努められたい。

高洲テニスコート人工芝保守整備業務委託等、各種業務委託について契約額が当初予算額を大きく下回る等の事例が見受けられた。当初想定した硅砂の補充量が執行時には少なく済んだこと等によるものであるとのことだが、予算を積算する際には事前に現地調査を十分に行った上、予算計上するよう努められたい。

パークゴルフコース芝刈り業務委託について、パークゴルフコースは、みどり公園課が実施する運動公園多目的広場周辺植栽管理業務委託としても契約されている。経費削減の観点からパークゴルフ市民大会の開催に伴う芝刈り業務日と維持管理業務日の日程の調整を行う等、両課連携し契約内容の重複を避けるよう検討されたい。